

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成27年度第1回白山地区地域審議会
2. 開催日時	平成27年7月27日（月曜日） 午後1時30分から午後3時55分
3. 開催場所	白山庁舎2階205会議室
4. 出席した者の氏名	（白山地区地域審議会委員） 今井 直毅 岩田 邦昭 植村 仁 臼井 喜功 海野ミネミ 川井 春生 豊田真知子 中山 大藏 平谷 雅弘 森川とよ子 森田 正孝 諸木 洋巳 山中 啓生 吉川 俊子 （事務局） 白山総合支所長 豊田 一弥 白山総合支所副総合支所長 辻川 正仁 白山総合支所地域支援員 飯田 昌宏 白山総合支所地域振興課産業振興・環境担当副参事 伊藤 勲 白山総合支所地域振興課危機管理担当副参事 鈴木 理也 白山総合支所市民福祉課長 飯田 精一 白山教育事務所長 滝 加寿代 市民部地域連携課対話連携担当副主幹 今井 博之 白山総合支所地域振興課調整・総務担当主幹 倉田 真二 白山総合支所地域振興課地域振興担当主幹 松田 澄子 白山総合支所地域振興課主査 岸岡 康成
5. 内容	1 あいさつ 2 これからの白山地域のまちづくりに係る意見・提言の回答について 3 白山地域の主なまちづくりの実績と今後の取組みについて 4 地方創生に向けた津市の人口ビジョン及び総合戦略の策定について 5 その他
6. 公開又は非公開	公開
7. 傍聴者の数	1人
8. 担当	白山総合支所地域振興課地域振興担当 電話番号 059-262-7011 E-mail 262-7012@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

副総合支所長 失礼します。皆さん、改めましてこんにちは。本日は、第1回白山地区地域審議会ということで、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

それではただ今から、平成27年度第1回白山地区地域審議会を開催いたします。開催にあたりまして、今井会長よりごあいさつをいただきます。

1. あいさつ

今井会長

こんにちは。平成27年度第1回ということで今年が最終の年でございます。色々な内容が出てきますので十分審議をしていただきますようよろしくお願いいたします。

副総合支所長

ありがとうございました。続きまして、豊田白山総合支所長よりあいさつ申し上げます。

白山総合支所長

改めまして本日は皆様ご苦勞様でございます。今年から白山総合支所長を拝命いたしました豊田でございます。この後ろに控えておりますメンバーが今年度お世話になるメンバーでございます。後程各自自己紹介をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。さて、本年度第1回目の地域審議会の開催に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。日頃は津市政の発展に御尽力いただきまして厚くお礼申し上げます。

前業市政も2期目をスタートさせまして、対話と連携のまちづくりの原点を引き続き市政を推進するに当たりましておりしも今年は合併10年目という節目を迎えました。

また、10市町村の合併により新市のまちづくり計画及び基本構想に関する事項について市長の諮問に応じまして、審議答申を行うほか地域振興の施策に係る審議検討を行うに当たり地域審議会が設置されましておかげ様をもちまして10年目を迎え、当白山地域におきましては、これまで委員各位の活発な御意見等をいただき、様々な事業を推進してまいりましたことを厚く御礼申し上げます。

そこで、これまで実践してきました即答・即応し実現する市役所づくりについて市民の身近な望みを更に早く確実に叶えられるよう地域との連携をより強化するため、本年4月の組織改正では、政策財務部地域政策課と市民部対話連携推進室を統合いたしまして市民部に地域連携課を設置いたしました。これまで総合支所で集約されている地域の課題や要望と主に自治会コミュニティという単位で市民のまちづくりに対する思いや考えを聞き、施策の実現につなげるようそれぞれの部署で対応してまいりましたが、この2つを統合しましてひとつの指示系統にすることで地域の課題を一本化して受け取り、責任を持って進行管理を行う体制を作ることいたしました。更に、今まで市民交流課所管の出張所を地域連携課に移しましてより地域に寄り添った形で仕事に当たってまいります。このように新たな組織で地域へのよりきめ細やかな対応ができるよう、合併してよかったと思われる津市を合言葉に今後もまちづくりを進めてまいります。

また、本年度委員各位の任期につきましても最終年となりますがこの1年間を合併から現在または将来へ当該白山地域の発展のために更なる活発なご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。ごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

副総合支所長

ありがとうございました。

先ほども総合支所長のお話にもありましたように、この会議に入ります前に本年4月に人事異動がございましたので、改めて自己紹介をさせていただきます。

(副総合支所長以下、各自自己紹介)

副総合支所長

それでは事項書に従いまして会議を進めたいと思います。

津市地域審議会の設置に関する協議第9条第5項の規定によりまして、今井会長に議長をお願いしたいと思います。

なお、津市地域審議会の設置に関する協議第9条第4項で「会議は委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない」と規定されていますが、本日は委員総数15名に対し、14名の方が御出席いただいていますので、この会議につきましては、成立していることを御報告申し上げます。

また、会議は津市地域審議会の設置に関する協議第9条第8項の規定により、会議は公開で行うものとなっております。会議の議事録は津市のホームページ上でも公開されますので御了承いただきたいと思います。

なお、本日の傍聴者は1名です。それでは、今井会長、議事進行の方よろしくお願います。

今井会長

それでは、議長を務めさせていただきますので、議事進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

はじめに、津市地域審議会運営規則第5条第2項により、会議録に署名する委員は2人とし、会議の始めにおいて指名することになっております。当審議会では、御名前の50音順で指名させていただいており、今回の署名委員として、山中啓生委員、吉川俊子委員を指名させていただきますので、本日の会議録の署名をよろしくお願いいたします。

また、会議は全文記録となりますので、ご発言の際には、挙手をしていただき、マイクを使用してご発言をいただきますようお願いいたします。

2. これからの白山地域のまちづくりに係る意見・提言の回答について

今井会長

それでは、事項2「これからの白山地域のまちづくりに係る意見・提言の回答について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

副総合支所長

失礼します。平成27年3月25日に当地域審議会より市長に提出いたしました「これからの白山地域のまちづくりに係る意見・提言」につきまして別紙資料A3の横版の2枚綴りですが、「地域審議会におけるこれからのまちづくりに係る意見等回答一覧」により各担当より説明させていただきます。

産業振興・環境

担当副参事

失礼いたします。多くの部局への意見となっておりますので、それぞれ所管から現時点での考え方、取組状況、今後の方針等回答を載せておりますのでひとつずつ朗読をもって説明させていただきます。

まず、整理番号、一番左の11番と書いてございます。「美しい環境と共生するまちづくり」森林整備について、森林環境創造事業の間伐で切捨てられた木が大雨で流され、下流域で災害被害の原因となり問題となっている。そのようなこともあり、白山地域で新たに間伐材を搬出して、薪、木質バイオマスの燃料チップの原材料としての活用の取り組みが行なわれている。また、その搬出対価として地域通貨券を発行して、地域おこしにも役立っているため、津市としても間伐材の搬出に対して助成を検討していただきたいという御意見に対しまして、農林水産政策課林業振興室の方から森林環境創造事業は、森林所有者、事業者及び市が協定を締結し、公共事業として行う森林整備であり、木材生産を目的としない環境林を目指し、森林所有者に費用負担を求めない事業です。

このため、搬出に適さない条件の山林で行う場合が多く、また公共事業であるという性質上、伐採木を搬出して利益が出れば木材生産とみなされて補助金を返還する必要が生じてしまいます。

なお、白山地域で取り組んでいただいている「木の駅プロジェクト」は、立ち上げの際に主体となるNPO法人の方と何度も意見交換をさせていただき、「できる限り自立した取り組みを目指していく」との意向を示していただいております。

今後とも木材生産と共に森林の持つ多面的機能の保持も視野に入れた取組みを推進していきます。同じく、環境部環境政策課からの回答といたしまして、平成26年3月、国のバイオマス産業都市に認定され、木質バイオマス発電プロジェクトを先導的に推進するなか、平成26年9月には発電所の進出を決定及び本市と包括連携協定を締結し、平成28年7月の稼働を目指しています。また、他の3プロジェクト（汚泥の固形燃料化、食品系廃棄物活用、木質バイオマスの固形燃料化）につきましても関係所管部局及び関連企業との連携のもと推進を図ってまいります。続きまして、12番「自然を活用した発電について」自然に恵まれた津市において、自然の力（太陽光、風力）を日頃から発電に活用し、また災害時においても避難所及び公共施設が機能するよう発電、蓄電施設整備に取り組んでもらいたい。環境政策課からの回答は、新エネルギー利用設備設置費補助金を交付し、自治会集会所の他、個人住宅や共同住宅、事業所への新エネルギー利用施設（太陽光発電システム及び小型風力発電システム）の設置促進を図るとともに「公共施設等への新エネルギー等の導入指針」に基づき、公共施設等への導入も図っております。今後、新エネルギーの推進と併せ、災害時等での活用も含めた蓄電池等の蓄エネルギー設備の導入促進並びに導入支援施策を検討してまいります。13番「放置空き家対策について」 当地域でも長期間放置の空き家が非常に増えて、倒壊、景観共に問題となっています。放置空き家をなくすために、所有者に対する行政指導を望みます。環境部環境保全課より、空き家対策については、空き家の所有者又は管理者を特定し、適切な維持管理を行うように引き続き指導していきます。また、平成26年11月27日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、当該法律には家屋の除却、修繕等の措置の指導・助言、勧告等が含まれていることから、法施行後（平成27年5月26日）は法律に基づき対応を行ってまいります。続きまして14番、「安全で安心して暮らせるまちづくり」河川改修について、一昨年から毎年連続の台風で特に大村川、佐田川が氾濫し、過去に見ない多大な被害を被った。このため、早急に河川の浚渫を進めていただくとともに、蛇行している河川改修にも取り組まれない。建設部事業調整室及び津南工事事務所からは、一級河川大村川、佐田川の河川浚渫及び改修については、地元要望をもとに管理者である三重県に対して要望をしていきます。それからちょっと飛ばしていただきまして、一番最後のところで19番「農業振興について」の御意見をいただきました。農業者の農業離れが進行する中、農地中間管理事業がスタートしましたが、この事業はあくまでも公的機関による農地の集積と貸出の仲介に留まっており戦略的農業の展開まで踏込んでいません。将来に渡って農地と農業を守り安定した地域営農を継続して行くためには、関係機関（行政、JA、担い手等）が三位一体となった取組みが必要です。今後、新たにJAを主体とした農業生産法人を設立して、稲作のみでなく野

菜、果物などを農地ごとに計画的な栽培を行ない、販路についても独自に開拓して安定した営農と儲かる農業の展開を図るべきではないか。農林水産部の方からは、農家数の減少と農業従事者の高齢化・後継者不足が進んでおり、将来にわたって持続可能な営農を行えるようにしていくためには、農地の集積、担い手の確保が急務であると考えております。人・農地プランや農地中間管理事業等の制度を十分に活用すべく、県・JA・農業委員会等と連携し、地域の合意形成に向け各地域や集落が持つ農業の課題を把握し、地域の特色を生かした営農が継続できるよう支援してまいります。

危機管理担当

副参事

失礼します。危機管理担当の所管から申し上げます。整理番号15番でございます。

「支流河川への水位観測所の設置」の件でございます。内容としましては、近年の大雨は、集中的に降る傾向にあり、雲出川本流の水位観測所の情報のみでは的確な判断ができない。そのようなことから支流河川にも水位観測所の設置に努められたいという件でございます。つきまして、対応方針としましては、白山地域で言いますと、特に昨年の大村川、佐田川、垣内川への水位観測所の設置ということですが、これらの河川管理者は三重県でございますので、三重県に対し、水位観測所の設置要望をしております。また、並行して各総合支所においても中小河川等における避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、本年6月2日から運用を開始しております。

そのマニュアルの説明をこの場をお借りして、説明させていただきたいと思っております。

それでは、最初にカラー刷りの平成27年6月2日運用開始という資料をご覧ください。2ページをお願いします。津市における洪水予報及び水位周知が実施される河川及び区域が示してあります。左側には主に国の機関が洪水予報である水防法10条が示してあります。要件として流域面積の大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずる恐れのあるものとして指定した河川となります。市内においては洪水予報が実施される河川は雲出川となり、実施区域は一志町大仰から海、雲出川古川からの分流点から海となります。一方右側は都道府県知事が行うもので、1級河川または2級河川で洪水により相当な損害を生ずる恐れのあるものと指定した河川について特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達した時は、一般に周知させるという、水防法13条が示してあり、三重県が行う水位周知河川及び区域となっています。市内では波瀬川を含む9河川となっています。これらの河川には水位を測る水位計が設置され、監視カメラ等で24時間水位が判断できるようになっています。3ページをご覧ください。ここでは水位周知河川における避難勧告等の発令の判断基準となる水位の名称が示されています。この中で避難判断水位、いわゆる特別警戒水位は市町が行う避難勧告等の目安の1つとなっています。次に赤色の氾濫危険水位、危険水位とも言いますが、この水位は堤防を越える洪水となる可能性のある水位で市町が判断する避難指示の1つの目安となる水位となります。このように水位が確認できる河川では、ここまで水位が上がってきたら判断できる基準があらかじめ決められていることとなります。4ページをご覧ください。昨年8月の台風11号の水害を受け、今回のマニュアル作成に至った背景でございます。河川管理者による洪水予報及び水位周知が実施されない区域では、避難勧告等を発令する基準となる避難判断水位、氾濫危険水位の設定がありません。このため水位上昇に伴

う避難勧告等の発令基準が不明確でありました。そのために避難勧告等の発令が迅速に、できにくい状況がありました。昨年8月の台風11号では水位周知がされていない中小河川がこれまでに経験したことがない水位上昇があったことから、洪水予報及び水位周知が実施される区域と同様に避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成するに至りました。5ページをご覧ください。今回作成したマニュアルを適用される河川が書いてあります。津市内では全部で9地域15の河川にマニュアルが作成され、白山地域では⑫大村川、⑬佐田川、⑭垣内川の各河川にマニュアルが作成されました。6ページをご覧ください。今後の避難勧告等の発令チャートでございます。台風の接近などにより雨量、水位が増加すると今回マニュアルが作成された河川において独自に設定した基準点の水位を消防団、総合支所あるいは消防署が巡視を行います。その結果を総合支所に連絡・報告し、総合支所長がマニュアルで確認し災害対策本部長（市長）に具申を行います。災害対策本部長（市長）は避難勧告等の発令を判断し、避難勧告等を発令するといった流れになります。次に、実際に白山地域で作成された中小河川における避難勧告等の判断・伝達マニュアルをご覧ください。このマニュアルは、洪水等から市民の生命、財産を守るため、迅速かつ的確に避難勧告等を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、対象地域を指定し、その運用手順を定めています。2の避難勧告等発令の判断基準等でございますが、判断地点について、大村川は寺前橋の橋脚、佐田川は藤治垣内の右岸の護岸、垣内川においては垣内公民館前の左岸の護岸をそれぞれ判断地点と決めました。判断地点の位置、基準点のマーキングは3ページに大村川、4ページに佐田川、5ページに垣内川と、カラー刷りで示してありますのでご覧ください。青のラインは避難準備情報発令ラインとなっており、判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により災害が発生する恐れがある場合、避難準備情報を発令します。黄色のラインは避難勧告発令ラインとなっており、判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により災害が発生する恐れがある場合、避難勧告を発令します。赤色のラインは避難指示発令ラインとなっており、判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により災害が発生する恐れが非常に高まった時に発令となっています。戻っていただきまして、2ページをご覧ください。3の河川ごとの避難対象地区等でございます。表にありますように各河川ごとに開設避難所、避難対象地区（自治会名）が示されています。実際の避難勧告等はこの対象地区名で発令されることとなります。次に4の水位の把握方法でございます。3つの河川の水位把握方法ですが、地元消防団及び総合支所職員による定期的な巡視を実施します。また時間雨量50ミリを超えたときは、その都度巡視する。巡視報告は、白山総合支所に状況等を詳細に報告することになっています。次に5の危機管理総務部への情報伝達方法です。指定河川の水位が避難勧告等の判断基準に達し、更に水位の上昇が見込まれ、異常な降水量の観測が見られた時に危機管理総務部への一刻も早い報告が必要となります。その方法等は、まず情報伝達職員として津市災害対策本部白山支部長（白山総合支所長）が電話が使用できる時は電話にて、又電話が使用できない時は移動系デジタル無線を使用し、津市災害対策本部長に伝達します。伝達内容は、「白山支部です。指定河川（大村川、佐田川、垣内川）の水位が避難勧告等（避難準備情報、避難勧告、避難指示）

の判断基準に達しましたので報告します。」といった形で報告をします。今後は、このような形態で、マニュアルを運用していくことになります。また、大村川の南出の宮ノ榑地域でもう1箇所基準点を作ってほしいという要望を承っておりますので現在その作業にとりかかっている状況でございます。以上で中小河川における避難勧告等の判断・伝達マニュアルの説明を終了します。

続きまして、先ほどの意見の回答書でございます、2ページ目の整理番号16番でございます。「地域防災計画ダイジェスト版の配布について」ということですが、内容的には、津市避難勧告等の判断・伝達マニュアル、地域の危険箇所また最終的に整備された地域防災計画を広く市民に知らせるためにも、地域防災計画ダイジェスト版を配布してもらいたいという内容でした。それに対しまして、対応方針としましては、「津市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」は河川の洪水や土砂災害、津波に伴う避難勧告等の発令基準や伝達方法など災害種別に対応した避難勧告等を発令する区域を示すもので、最新版を津市のホームページに掲載しています。また、津市地域防災計画は、市民の生命、財産を災害から保護するため、津市に起こり得る災害への予防、応急、復旧・復興対策について、基本的な事項を取り決めたもので、津市では災害の種類ごとに震災対策編、風水害対策編、津波対策編、資料編と作成しています。毎年、法律の一部改正等により、計画の修正があるため、修正の要旨を作成し、その内容を津市のホームページに掲載しています。なおホームページをご覧いただけない方につきましては、総合支所等の窓口で閲覧できるようになっておりまして、希望される方には、必要箇所の写しをお渡しすることもできますので、ご理解いただきたいと思っております。続きまして、整理番号17番「戸別受信装置の整備」ということで、内容は台風時において、同報系防災行政無線での情報伝達については限界があるので、地域の指導的立場にある自治会長、区長宅には戸別受信装置の設置を望みたいという内容でございました。それに対しまして、対応方針としましては、津市では、災害時の緊急伝達手段の要として、同報系防災行政無線を活用しています、放送内容が聞こえにくいとの声がありますことから、その改善策として屋外スピーカーの向きや音量の調整、避難勧告等の発令に際してのサイレンの活用、緊迫感のある話し方の導入などの工夫をしております。しかしながら気象条件やお聞きになられる方の状況等によりましては、屋外拡声子局からの放送が、どうしても聞こえない、聞こえにくいと言った状況が解消できないことから、現在、更なる情報伝達手段の充実を図るため、戸別受信装置の導入について調査研究を進めております。

なお、6月議会において、危機管理部長の答弁では来春までに戸別受信装置の施策、手順を含め、明らかにしていくと答弁しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上が危機管理からの報告でございます。

教育事務所長

失礼します。それでは、引き続きまして整理番号18番「うぐいす図書館の更なる活用について」の御意見です。うぐいす図書館は、施設は美しく蔵書も多く、職員のサービスも良いが、車に乗れないといけない場所にあるため、子どもたちや高齢者にとっては利用がしにくい。今後は、どのようにしたら利用が増えるか対応策を考えてもらいたい。移動図書館も一策ではないでしょうかという御意見をいただきました。所管としましては津図書館となります。その御意見に対する回答ですが、うぐいす図書館は公共交

通機関や徒歩等によるアクセスがし難い環境にあります。ご意見につきましては、図書館利用の本質に関わる重要な課題であると認識しています。今後も引き続き利用いただきやすい図書館の在り方につきまして、調査・研究を進めます。以上です。

今井会長
植村委員

ただ今いろいろの方から回答をいただきました。何か御質問ございますか。

農業振興についての回答をいただいたわけではありますが、ちょっと地域の特色を生かした営農が継続できるよう支援をしていきますという回答ですが、具体的にはどんなものが上げられるのかというのをできれば示していただければ非常にありがたいなあというふうに思います。それから、持続可能な営農を行えるようにしていくためには、農地の集積、担い手の確保が急務であるという回答ですけれども、もうひとつの視点としては兼業農家に対する営農支援というの、具体的にはこうやったらどうかというのも加えていただければありがたいなあというふうに思います。以上です。

今井会長
産業振興・環境
担当副参事

今の質問の回答はどなたでしょうか。

失礼します。地域の特色を生かした営農に対する具体的な支援という点につきまして、どのようなことを考えておられるのかという御質問ですが、答弁の内容につきまして農林水産の方へ確認させていただきたいと思います。兼業農家に対する具体的支援これに対しましても確認させていただいて御報告させていただきたいと思います。申し訳ございません。

今井会長
植村委員
今井会長
森田委員

後日また回答がくるということで、よろしいですか。植村委員。

はい。

ほかにございませんか。今関連の質問で。

はい。森田です。整理番号14番の件の河川改修について回答をいただいております。

要するに管理者が県であるため県に要望するという事なんですけれども、要望したことに対する県の考え方とかそういうのを要望しっぱなしやなしに、その後の経過等をどうなっておられるのかということだけはまた教えていただきたいということを思っておりますのでひとつよろしくお願いします。

今井会長
総合支所長

今の質問に対しての御回答はございませんか。

すみません。支所長です。これに限らず、県、国への要望とかにつきましては建設部事業調整室を通じて要望をさせていただくのですが、引き続きそのつど結果については分かる時点で御報告させていただきますのでどうぞよろしくお願いします。

森田委員
今井会長

どうもありがとうございました。

ほかにないですか。

ないようですので、事項3「白山地域の主なまちづくりの実績と今後の取組みについて」を議題とします。まず、白山地域の主なまちづくりの実績について、説明をお願いします。

3. 白山地域の主なまちづくりの実績と今後の取組みについて

地域支援員

失礼いたします。座って説明させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

それではお手元の3番のカラー刷り「合併後の津市のまちづくり⑨」白山地域編を御覧いただきたいと思います。平成18年1月1日に10の市町村が合併し、新しい津市

が誕生して、平成28年1月1日で10周年を迎えます。そこで、今年の1月から10回にわたり、毎月1日の「広報津」で、合併してからの津市のまちづくりについて、掲載しているところがございます。来る9月1日の「広報津」におきまして、この白山地域編を掲載させていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

まず、白山地域のまちづくりの特色といたしましては、当地域では、地域の皆さんによる文化活動が活発に行われていて、その拠点となる公民館や公共施設の改築・改修を行いました。また、その他にも、子どもたちの安全のために、小・中学校の屋内運動場の天井改修や耐震補強を行いました。

それでは、個別にまちづくりの実績をご説明申し上げます。まず、文化施設・公共施設の整備といたしまして、川口公民館の移転整備、倭公民館の改修・耐震補強、元取公民館の改築、白山庁舎の改修・駐車場の整備、そして、白山市民会館の改修を行いました。つぎに、教育環境の充実といたしまして、大三、八ッ山、倭、川口各小学校の屋内運動場の天井改修、家城小学校の屋内運動場の耐震補強、川口小学校のトイレ改修、そして、白山中学校の改修と屋内運動場の耐震補強を行いました。つぎに、インフラ整備といたしまして、下水道整備の推進、これにつきましては、現在の認可区域による整備率といたしまして、平成18年度が49%に対し、平成26年度には70%まで整備することができました。また、市の事業ではございませんが、川口地内において、広域営農団地農道整備を行いました。最後に、消防・防災の強化といたしまして、八対野地内と旧家城幼稚園運動場跡の耐震性防火水槽の設置、また、白山方面団第2分団車庫の耐震補強を行いました。そして、それぞれ番号の場所と、主な写真を掲載させていただきました。最後に、津市自治会連合会白山支部会長の海野ミネミさんに、地域の声を寄せていただきました。説明は以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

今井会長

ただ今の実績を踏まえ、今後におけるまちづくりの取組みについて、何か御意見がございましたらお聞かせください。

植村委員

植村です。今白山地域のそれぞれのまちづくりをいろいろやっただいてありがたいというふうに思っておりました。ただ、前葉市長になりましたからそれぞれの総合支所の判断において執行できる予算、白山町の場合は1,500万円という金額が出されましたけれどももう少しと言いますか、この合併10周年を迎えまして額の増額をしてもらって、今紹介されましたような大きな事業でなしにほんとに小規模な、例えば50万円以内ぐらいでできるような改修工事等々、小さな要望が地域には色々あると思いますのでそういったものに対応できる予算を是非増額をしていただけないかなあというふうに思います。

今井会長

どなたか御回答願いますか。

総合支所長

それでは、私の方から。植村委員さんの御意見ですけれども、まず各総合支所に割当られておりますインフラの予算でございます。昨年と比べまして本年度は増額をされております、というのは通常均等制の割合というか予算がついておったんですが、本年度から市道の路線が合併前から白山町というのは結構路線数と路線延長が多いものでそれに伴う維持管理ということで昨年度よりも少し余分についております。ただ、当然皆様から寄せられる要望というのが非常に多くございましてなかなか全部の要望を全て実施

できるとは限りません。限られた予算の中で実行していくわけですが、当然その年度でできなかった積み残しというのがございますのでその積み残しについては翌年度の予算でやらしていただくのですが、その辺につきましてはこういうふうな審議会さんの御意見を反映させていただく中で予算化できるように努力していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

植村委員　　そうしますと、私らが聞いておりました年間1,500万円というその枠は今ももうそうじゃないと、もっと上だということですか。

総合支所長　　1,500万円でしたのですが、先ほど言いましたように今年から市道の延長の終わりによって増えましたので1,700万円にちょっと増えました。当然まだまだ要望というのは各地区からございますので少しでも取れるような形で要望もしていきたいと思っております。

今井会長　　よろしいですか。

植村委員　　分かりました。

今井会長　　ほかに。

平谷委員　　元取の平谷でございます。インフラ整備だけでなく、元気なまちづくりになりますといろんな文化活動等も含めて予算等とっていただきたいと思うんですが、文化祭とか体育祭とかの予算も非常に少なくなってきましたのでそこらへん総合支所では考えてみえるのかどうかと、もうひとつは津市の指定管理、私とも「わかすぎの里」があるんですけれどもそういうところを活性化していくというのがまちづくりになると思いますのでそこらへんの予算が取れるかどうかというのをお聞かせ願いたいと思います。

今井会長　　今の意見に御回答をお願いします。

教育事務所長　　白山教育事務所　滝でございます。文化祭の補助金ではなく、あれは委託料という形で公民館とその地域の実行委員会さんの方に向けて年間、地域によって違うのですが、76,000円でしたか70,000円でしたか、ちょっとごめんなさい。このところずっと定額で毎年その金額でお願いをしている状態です。特に増やしてほしいという御要望は今始めて聞かせていただいた状態なのですが、そういう御意見も踏まえまして28年度の予算これからまだまだ検討に入っておりますので御意見を参考にさせていただきたいと思いますが、大変申し訳ないことに限られた予算というところもありますので、御期待に添えられるかどうかというのはなんとも御約束し難いところではありますが、御意見有難く頂戴したいと思います。

今井会長　　よろしいですか、それで。

平谷委員　　「わかすぎの里」の指定管理についてお願いします。

産業振興・環境

担当副参事

「わかすぎの里」は現状指定管理ということでお願いをしております。指定管理委託料はゼロでございます。しっかり営業をしていただいて利益が上がるということ自体が地域の振興策になってこようという考えのもとに作られた施設でございます。ただし、平成元年からの施設でございますので現在も計画的に施設修繕等を行っております。営業してもらうために施設がだめでは営業できませんのでその辺は津市の施設として修繕費用はなんとあっても要求して獲得していきたいというふうに考えております。以上で

ございます。

今井会長
平谷委員
今井会長
森田委員

よろしいですか。

はい。

ほかに、ございますか。

森田です。両委員からお話がありましたのに関連するわけですが、今それぞれの実績ということでの説明があったわけですが、まだまだ途中から合併して権限が無いということでも少し予算を増やしていただいた。いっても総合支所長の権限といってもお金が無かったらこれ権限なものないわけですね。だからやはり今1,500万円、それから道路の延長等で1,700万円とおっしゃってみえましたが最低やっぱり3,000万円のお金はなんとか予算化をしていただいていますね、そうでないと細かいところとか、要求箇所がそれぞれ地域にはあろうかと思いますが、なかなか対応もできないということでもぜひとも予算3,000万円だけはつけていただきたいなあと思います。それと今後の取組みになろうかと思うんですけども、合併して10年時限立法ということでこの審議会が最終年度になるわけですが、今までの10年間を振り返ってみますと10市町村が合併して710平方キロメートル、琵琶湖より一回り大きい面積の新津市になったわけですが、まだまだどうしても旧津市に比べてこの端々奥一志のところはほりぼりというわけでもないですが、やはりこれからはだんだんと地域格差がついていくような気がするわけです。その中で審議会と違ってやはり色々発言する場と申しますか、審議会やなくしてこれとよく似た協議会、審議会に変わるこういう集まる場というのを是非とも設けていただきたいと思います。そうでないとまだまだこれいろんな白山地域だけやなしに郡部においては要望することが多々あろうかと思うので、その点を審議会に変わるこういう寄る場というのを是非とも設けていただきたいなあというふうに思っております。以上です。

今井会長
総合支所長

はい、これの回答をお願いします。

森田委員の御意見大変ありがとうございます。もちろん総合支所長の判断ということなんですけれども、当然予算が一番重要なことになってきております。そうした中で先ほども植村委員からの御質問に対してお答えはさせていただいたんですけども、当然毎年各地域からの要望に応えるべく予算というのをインフラで持つてはいるんですけどもどうしても積み残しというのができてきます。そんな中で今年度は1,700万円ついでおるといふのを言わせていただきましたが当然1,700万円ではなかなか実施ができていないのが現状です。地域審議会の方からそういうふうなお話をいただければ非常に我々としても心強い応援があると認識しておりますのでこういうふうな御意見が出たということでもまた予算査定にも反映していきたいと思っております。それと、今後の地域審議会に係るこういった形の会合というか、今後10年以降の津市のあり方でございますけれども一応今日は地域連携課の今井君が来ておりますけれども、今年は秋ぐらいに地域懇談会というのが予定されております。この会議につきましては地域審議会とは別で、自治会長さんをはじめ、PTAとかそういった関係の団体、それとはまた別に福祉とか農業団体とかそういうふうな団体さんを入れた中での懇談会を予定しておりますので、地域審議会以外のメンバーで白山町の地域振興に対して御意見をいただく場も考えてお

りますのでどうぞよろしく願いいたします。

森田委員
今井会長
吉川委員

どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

吉川ですけども。今年の3月15日と覚えているんですけども、この日にレクリエーションとしてウォーキングがあったんですけどもその同じ日に地域文化祭がしらさぎホールであったんですね。だいたい時刻的に同じで。それで夫の方はウォーキングへ出て、私は地域文化祭の発表会に出たんですけども、こういうことの日がちが重なるということはどうかなというふうに思うんです。行事についてはスポーツ委員会とか、文化振興委員会とかそこらとちょっと打ち合わせをしていただいて、日にちがダブらないようにしていただかないと、集まる人数がどうしても分かれてしまうのでこれはちょっと考えてほしいなあと思います。それから、人権とかの文化発表会なんですけども、非常に集まる人が少ないように思うんです。だいたいしらさぎホールでも3分の1ぐらいかなと思うんですが、落合さんとか鎌田 實さんとか、テレビでもどんどん出られる方が来ていただいているので話聞いても非常にいい話なので住民の参加が少ないとなるともったいないと思うんです。ひとつの方法として広報にチラシが入ると思うんですが、プレミアム商品券でもちょっと広報を見なかったので買えなかったという人もあるんですね。だから広報だけを出してそれでいいかというのじゃなくて、やはりそういう企画とかチラシは出来上がった時点ではもう70パーセントぐらいの計画がいったと思って、あと30パーセントはどういうふうにしたら人が集まるかということを検討していただきたいと思うんですね。例えば、私たちの近くの広報だけにチラシが入るのじゃなくてもっと他のところでも、市役所とかへチラシを置いていただいたら、この人やったら聞いてみたいわと思う人が来てくれる可能性もあります。地域においてはやっぱり足がないという人が結構見えると思うんですね。私は春に福寿会の日帰り旅行に参加させてもらったんですけども、指定された場所に皆が集まってくるかというところとそうでなくて集会所ごとに車が回ってくれたんですね。ここで5人、ここで3人というふうに大型バスがずうっと回ってくださって、帰りも同じように3人、2人と降ろしてくれて私それがすごいなあと思ったんです。だから、こういう行事があるときには市のバスを使っていただいてそういう集会所のようなところで回っていただくというような形とかへ予算をとってもらって、折角いい人がきていただくのだからしらさぎホールが満員になるぐらいの人集めをお願いしたいなあというふうに思います。それと、もうひとつ農業に対して全然経験もないので分からないのですが、あるところで野菜を作ってみるところがあって、収穫は一部だけ採って後採らないのでどうしたんかなあと毎日見ていたら、とうとう枯れるまで収穫はされなかったんです。ブロッコリーと白菜の畑だったんですけど、どうしてかなあと皆で言っていたんですが、結局規格外でだめなんだということだったんですね。それで、規格外のものは「ぬくいの郷」とかの直売所へ出したらどうかと思ったんですけども、またあれも引き取りに行かなくてはいけないということでそれも大変だということらしいですね。だからやはり農業をしていこうと思ったらJAがそういうものを引き取って、規格外というのは私たち主婦にしてみたら規格外でもどんどんほしいわけですよ。ちょっとぐらい安くしたいから。そういう主婦の声というのがなかなか、

ほしいけども畑もつたいないなあというのに統一しているんです。だけどこれからはここでも農業をやっていくんだったら、やはり農協自体が買い取るというか、残ったものは漬物にして販売するとか、ジャムにするとかいう加工場を設けて、たくさん作っている人も小さく作っている人も丸ごと受け入れられるような対策をとっていけたら、多分ここらはスーパーも多いのでそれをスーパーへ卸すというふうな循環型にしていけば多分そういうところで働く人の雇用も増えてくるし、作る人もやっぱりやりがいがあると思うんです。だから、私たちにとったら畑になっている規格外のものでもほしいです、実際は。でもそれは農協へ出したら規格外でだめやということです。「ぬくいの郷」なんかでも夕方行くとちょっと残っていますよね。あれどうなるのかなあと思うんです。折角作ったのにね。だからそういう加工とか規格外を売るということをもっと考えてもらったら私たちも助かると思うんです。よろしくお願いします。

今井会長 今の意見2件ありました。最初の意見は行事の日程の問題、二つ目は農業関係の余った野菜、くだものの処分、どなたか御回答できますか。

副総合支所長 すみません。辻川です。各事業が重なった場合の件ですが、これ貴重な御意見で参考にさせていただきたいんですけども、各文化協会とかウォーキングでしたらまあ地域審議会の関係の事業ですが、そういう事業等これから重ならないように参考意見とさせていただきたいと思います。あと農業のことはかなり大きな問題になってくると思いますので白山だけの問題じゃなくて当然JAも絡んでくると思いますし、田んぼや畑に野菜が残っているのを吉川委員のように都会からみえた方はそういうふうに感じられると思いますが、私ら田舎に住んでいる者はそういう感覚があまりないのでこれもかなり貴重な御意見だと思えます。白山は結構大阪とか名古屋から来られて住まれている方がたくさんみえますので、そのへんは今後どのようにというのは難しい問題だと思いますがなんらかの形で進めていかななくてはならないかと思えます。すぐにどのようになるかということは今のところ難しい問題だと思います。

今井会長 ほかにございますか。

岩田委員 岩田でございます。私の方からは、公民館館長の推薦ということで早急をお願いしたいことがあります。公民館館長は、自治会長が毎年推薦するというようになっておりまして、この時に3つの条件があるんです。まず、65歳未満でなければならない。定年は70歳、5年以上勤務できない。この3つがあるんです。実は、川口公民館長はこの27年度で5年の勤務を迎えます。まだ68歳です。本人は相当やる気を持ってまだやり残したこともこれからどんどんやっていくと、まわりもそんな色なく、皆応援しています。地域の団体も協力して盛り上げております。そんな中で5年の任期ということを経験に辞めさせるということはこれ大変なことなんです。これは川口だけじゃなくて白山町その他もこういう問題を抱えてくると思います。ぜひこれ5年の任期というのを撤退していただきたい。よろしくお願いします。

教育事務所長 本当に公民館の館長、それから主事の推薦につきましては自治会さんの方に大変お世話になっております。ありがとうございます。今お話がありましたように要綱の中でそういう取り決めがありまして実はその要綱決まって適用される5年経つのが今回初めて適用されるわけです。当然川口だけではなく、津市全体でほかにもそれに対象となる館長

が何人かおっていただきます。白山の場合は川口だけですかね。その任期を決める際5年という、何年おってもらったらいいかその年齢のところも十分協議をした結果ということですので、初めてそれを適用される方に対しては今のところ教育委員会としては例外というのは考えていないところではあるんですが、その5年の中で1年目はいろいろな地域の関わりをもっていただきながら進めていただく、5年でひとつの区切り、集大成というか、5年計画の中で公民館の仕事を全うしていただくというところで公民館長さんに最初のところをお願いをしているところではあります。公民館は地域と大変関わりの深い密接な地域といっしょになってやっていただく事業のひとつだと思っておりますので、地域の皆様の協力なしではもちろんできないことだとは思っておりますが今のところその要綱に基づいて進めていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

岩田委員 5年という根拠は何に基づいて決められておられるのか。

教育事務所長 申し訳ありません。正しい名前をちょっと今すぐに言えないんですが、要綱が定められております。館長の年齢でありますとか70歳までだよということとか、通算して5年ですので、例えば、ほかの館と合わせていただいた時に5年を超えてしまうことがあってはダメですけどもそれらすべて要綱の中で定められております。

岩田委員 推薦するとき65歳未満、それで5年勤めたら70歳定年これ当たり前なんですよね。ところが70歳という定年を決めておるんであればその5年という決まりがどのような条件で決められてきたのか、どのような根拠で決められてきたのかそれを教えていただきたいのですが。ただ要綱というだけでは、規則だから、規則だからでは重要な人材をほることになってしまいます。これでは公民館運営に支障を来すようになってきますのでその辺をちょっとお伺いしたいと思います。

教育事務所長 ちょっと資料を取りに行く時間をいただいてよろしいですか。

今井会長 はい。

(教育事務所長 退席)

(教育事務所長 着席)

教育事務所長 よろしいでしょうか。津市非常勤公民館長に関する内規という中で、要綱と言いましたが内規の中で定められております。その中で先ほど岩田委員が言っていただきましたように通算して5年間を上限とするということが出ております。それから、年齢についても任用の期間の初日に65歳に達していないということ、それから70歳ということも出てきております。その5年間の考え方なんですけども、この内規を考えました時に皆の意思統一ではないですが意思の共有をいたしました。その中でまず1年目というのは事務を引き継ぐ期間であると、2年目については地域と繋がりをもってそれを事業に反映していく時期が2年目と、3年目については館長自らが企画を立案して行動していく期間が3年目、4年目はそれまでの3年間の反省を踏まえて事業の修正を行って進めていく、5年目は活動の集大成として次の世代への育成を進めていくという5年というのはそういう考え方をもっております。

岩田委員 5年という意味がほんとによくわかりません。5年で集大成なんてどのように決められてのか私にはわかりませんが、5年かけても10年かけても70歳の年齢であればそ

れなりに一生懸命やっただく方であればどんどんやっただいた方が私たちはいいと思っております。上いくまでもう辞めさせろというのであれば私の方でそのようにしますが、有望な方であればそのようにお願いしたいと思うんですが。それとついでにお話させていただきたいのですが、一般企業でも定年はもう65歳なんですわ。65歳未満というともう大変苦勞するんです。失礼ですが、公務員上がった方はそれから2, 3年どこかへ勤められます。人材は相当あるだろうといってもこの年齢で探すのは大変なんです。そういうことを考えていただいてよろしくお願ひしたいと思ひます、この5年の撤廃を。

教育事務所長

おっしゃるとおり65歳未満というところがネックになっているところは私も大変感じております。ただ、私といたしましてもこの内規がありますのでその中で運用させていただき基になるところですので、今のところこれがまだ改正されておられませんのでこれにのっとりやっしていきたいというふうに思っておりますが、3月までの話になっておりますので自治会長さんとはこれから川口公民館長さんのことで、また十分協議をさせていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

今井会長

よろしいですか。

岩田委員

はい。

今井会長

ほかにございせんか。

吉川委員

先ほどの回答なんですが、人が少ないということについて今後どのような方法で参加する人を増やしていただけるのでしょうか。それから、人権の講演では夜7時からとこのごろなっておりますが、これはやはり若い人も多分関心のあることもあると思うのでやはりできたら1回か2回のことなので土日を利用していただいてより多くの人に参加していただくようにしていただきたいのですが、文化的な生活ができていうパーセンテージはこういう場所にどのぐらいの人が集まるかということでも評価されると思うので、参加者が多くて盛り上がるようなことに力を示していただきたいので人集めについてはバスを利用するとかそういうところに力を入れていただきたいのですが。

今井会長

今の意見はすぐには答えが出ないと思ひますので次回の会議までに案を一度考えておいてください。ほかにないようですので、それでは事項4「地方創生に向けた津市の人口ビジョン及び総合戦略の策定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

4. 地方創生に向けた津市の人口ビジョン及び総合戦略の策定について

総合支所長

総合支所長でございます。お手元の資料に「(仮称)津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(骨子案)」ともうひとつ「(仮称)津市まち・ひと・しごと創生総合戦略(骨子案)」というこの2冊がございます。まず、これはなんなんやというのがあると思ひますので主なポイントを説明させていただきます。まずはじめに、そこにも書いてありますが、ちょっと読ましていただいて注釈つけて説明させていただきます。

現在、国を挙げて地方創生に向けた取組みが推進されていますが、我が国では、1970年代後半、これは昭和45年から50年以降合計特殊出生率、特殊出生率というのは一人の女性が一生に産む子どもの平均数でございます。特殊出生率が急速に低下し、人口規模が長期的に維持される水準、これが人口置換水準と言ひましてこれ現在一人当

たり2.07になっております。それを下回る状態が約40年間続いてきたものの、総人口は2008年（平成20年）まで増加を続けてまいりました。これは、平均寿命が延びて死亡数の増加が抑制されたことに加え、戦後の第一次・第二次ベビーブーム、これは第一次は第二次世界大戦後昭和22年から24年、ここにお集まりの委員さんの中にもおっていただくとおもいますが昭和22年から24年の方々が大変まあベビーブームと、第二次ベビーブームと言うのは1971年から74年と言うかこれは昭和46年から49年、第一次が団塊の世代ですね。第二次ベビーブームが団塊ジュニアとよく言われております。その方々による大きな人口の塊によりまして出生率が下がっても出生数が大きく低下しなかったことに起因するもので”人口貯金“ともいわれる状況にあったからです。ところが、我が国はこの人口貯金を使い果たし、人口の減少局面に入ってきております。この状況は以前から予想されており、津市をはじめ、多くの地方自治体においては、これまでも少子化や高齢化の急速な進行をまちづくりにおける重要課題として認識し、その解決に向けては、地域振興策や地域活性化策という名目で様々な取り組みを行ってまいりました。

このような中、平成26年5月に民間の有識者組織である「日本創成会議」から、30年後には人口減少で多くの地方自治体が消滅する可能性があるというレポートが発表されまして、「消滅可能性都市」とされた自治体を中心に大きな反響を呼び、国においては、平成26年11月21日にまち・ひと・しごと創生法を成立させ、そして、同年12月27日には国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

地方創生に向けては、地方が自ら考え、そして責任をもって実行していくことが求められています。津市は、消滅可能性都市と言われるような逼迫した状況に陥ってはいませんが、ただ漫然と受け流すことができる状況でもありません。将来を見据え、しっかりと戦略を持って取り組んでいかなければなりません。

そこで、国からの財源を有効に活用しながら、「ひと」と「しごと」の好循環を作り、その好循環を支える「まち」の活性化に向けた具体的な施策を揚げ、地方創生に向けた取り組みをより効果的に集中して進めるため、人口の現状と将来の展望を提示する「津市版の人口ビジョン」と今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」の策定に取り組んでいるところです。

今回は、その骨子案を皆様にお示ししまして、地方創生に向けたアイデア等をいただきたいと思っております。主に、それはなんぞやということで、こういうふうな人口の減少が今後おきてくるという中で、津市としても総合戦略を掲げていかなければだめやということで一応骨子案として作らせていただきました。今後皆様の御意見をいただいて、また新たにこの骨組みをきちっとしたものに作っていくのですが、その総合戦略の前にまず人口ビジョン、これを把握しておかなければいけないということで「人口ビジョン」の骨子案をお開きいただけますか。長々とこう書いてあるんですが、趣旨だけを説明させてもらいますと、創生戦略をする中ではまず、まち・ひと・しごと創生において基本となるのが人口の推移について把握しておく必要があるということから人口ビジョンの骨子案が作成されました。人口ビジョンの2ページを御覧ください。これについては、

津市の人口動向の分析が書かれております。(1)の総人口の推移では、1955年これ昭和30年から市町村合併時の2005年、平成17年と今年の2015年、平成27年と20年後の2035年の人口動向をグラフで表しております。2015以降は推計値でありますけれども2005年の市町村合併時、平成17年の津市の人口は288,538人であったものが、30年後には242,682人となりまして合併の2005年のピーク時よりも約15パーセント減少すると予想されております。当該白山町において調べてみましたが、わかる範囲で調べてみますと、1985年、これ昭和60年が白山町の人口の一番ピーク時でございました。この時15,695人が白山町の人口でございました。これを頂点に右肩下がりになりまして2005年の市町村合併時は13,540人になりまして、本年平成27年の今現在は11,758人でありまして、昭和60年のピーク時と比較しますと約25パーセント減少してきました。今後20年後の白山町の人口はひょっとして1万人がきれるのではないかと心配になってきます。また、人口の動向の分析として8ページを御覧ください。この8ページには、出生数・死亡数・転入数・転出数の推移が書いてありますが、死亡数と出生数は広がる傾向にあります。というのは、自然減が続きまして転入数・転出数ともに減少傾向にあるものの近年は社会減が続いております。ここで、人口減少の要因となります自然減と社会減ですけれども、まず人口の増減は自然の増減プラス社会の増減によって人口が増えたり減ったりしてきます。次に、自然の増減というのは何かということですが、自然で増えたり減ったりというのは、これ出生数から死亡数を引いて正数が出た場合は増えていると、出生数が多くて死亡数が少なかったら当然自然増となってきます。出生数が少ないのに死亡数が多いとなると自然減になってきますね。次に、社会増減というのは何かと。社会増減というのは、例えば他地区からの転入数から転出数を引いたのが社会の増減です。入ってくる方が変わっていく数よりも多い場合は社会増となってきて、入ってくる方が少なくて白山町から出て行く一方やというのは社会減というふうになってきます。そういうふうな傾向で白山町については当然人口減ということになってきますので、いずれにしろ多分自然増も減になっておりますし、社会減というのも減になってきてまして両方がマイナス、マイナスで人口の減になってくるんじゃないかとちょっと心配しております。次に、10ページを御覧ください。10ページについては、世帯数の推移でございまして、津市の世帯数が年々増加する一方で、世帯数は増えてきておるんですわ、津市としては。ただ、1世帯あたりの人員は減少しております。これはなぜかと言うと、世帯別では核家族、単独世帯ともに増加してございまして高齢者世帯も増加しておるということで、世帯数は増えてきております。ただ、核家族が増えてきているということです。11ページから12ページですけれども、これ先ほど言いましたように合計特殊出生率、婚姻件数、出生数の関係で婚姻件数が減少しているのに対しまして特殊出生率は上昇傾向にあります。これは出生数は合計特殊出生率の動向だけではございません。女性の人口や年齢構成の影響を受けるため合計の特殊出生率の上昇とともに出生数を上昇するわけではないということがわかってきます。次に、13ページを御覧ください。これは、地域別の老年人口比率についてでございまして、合併後の地域別の老年人口比率の推移を見るとすべての地域において上昇傾向にあります。特に、美杉地域においては平成19年の46.

8パーセントから昨年の平成26年には55.1パーセントまで8.3ポイントも上昇しております。当該白山町は、平成26年には白山地域が35.8パーセントでした。美里地域も35.8パーセント、香良洲地域31.5パーセントと30パーセントを越えております。いずれも高齢化が進行してきておるとい状況です。これらの人口比率や推移の資料を基に次の総合戦略の骨子案をお願いしたいと思います。

策定趣旨につきましては、先ほど冒頭に申し上げましたように、地方再生に向けた津市の総合戦略として政策目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を掲げ地方再生に向けた取組みをより効果的に集中して進めるために、(仮称)の「津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することによりまして地方自治体が地方財政に取り組む事業への財政的支援が行われることとなります。計画期間は平成27年度から31年までの5カ年です。位置付けとしましては、時系列の関係でみますと総合戦略は、総合計画後期基本計画(平成25年度から29年度5カ年)と次期総合計画の計画に重なるため、現行の総合計画に位置付けた施策のうち、地方創生に係り特に集中的かつ効率的に取り組むべき施策と地方創生に向けて次期総合計画期間中においても取り組むべきとする施策を位置付けるものとなります。それで、総合戦略における3つのポイントがございます。まず、津市が有する地域の特性や多様性を都市の総合力として発揮し、地方再生の取組を進めるものでして、1つは「県都津市が有する資源や環境を最大限に生かした真に市民に求められる施策の展開」です。これにつきましては、津市は日本で初めて市制を施行した、全国で31市があるんですが、明治の初めに市制を施行した1つでございます。明治22年からの長い歴史があるのですが、そういった歴史の中でコミュニティや古くから地域の生活を支えてきた豊かな自然、インフラや大学などの高等教育機関、医療機関等県都として集積されてきた都市機能を強みとして最大限に活かしていけるということを目指すということが1つのポイントでございます。ポイント2は、「攻める戦略」と「守る戦略」の複眼思考として、人口減少に歯止めをかける積極的な施策を展開する一方、施策によって人口減少が収束するまでにはある程度の時間を要しまして、この間も人口減少が続くことを考慮した、効率的かつ経済的な観点で戦略の展開を掲げていくということでございます。3つ目は、国のまち・ひと・しごと創生の政策5原則(自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視)が求められます。これらの3つのポイントをまず総合戦略として掲げる。どれを掲げるかもあるんですけども。次に、目標別戦略でございますが、総合戦略において先ほど言いました3つのポイントを踏まえまして、地方創生の取組みを戦略的に推進していくために4つの基本目標を掲げ、それぞれ5年後に達成すべき数値目標を設定していきますということで、まず1つ目が、出会い・結婚・出産・子育てしやすい環境づくりです。2つ目に産業振興、企業誘致等による安定した雇用の創出・拡大、3つ目が定住・還流・移住などによる新たなひとの流れの創出、最後の4つ目が人と人が繋がった暮らしやすい地域づくり、この4つが目標別戦略の基本目標になってきます。この4つを考えてみますと、先ほど私がビジョンで説明させていただきました推移ですね、これが非常にどの分野においても影響してくるのではないかと考えております。そこで、地域審議会としての役目でございます、委員の皆様方の御意見というのが、白山地域として総合戦略において先ほど説明させてもらった

3つのポイントを踏まえて今度4つの基本目標の内、どれを地方再生の取り組みとして行うべきかを決めていただきたいということでございます。これは、各総合支所がこうした形で地域審議会で骨子案を説明させていただきまして、各総合支所単位で各地域の審議会から上がってくる内容を精査致しまして津市の目標というか、地域戦略に反映していきたいというように考えております。今後のスケジュールと致しましては、各総合支所単位で地域審議会にどの目標別戦略で取り組むかを決定させていただきまして、それらを本庁政策課がまとめ、また一般市民からの意見を聴取して、これパブリックコメントですが、議会に上程し、「津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定することになります。従いまして、今日は白山地域としての1から4の内、どの目標に取り組むべきかを考えていただく説明をさせていただきまして、今後それぞれの委員さんから御意見をいただいて事務局として秋ごろまでに意見をまとめさせていただきまして本庁政策課に提出したいと考えております。地方創生に向け、今人口減少に歯止めをかけるために白山町の地域審議会としてどんな観点からアイデアをいただくのか、ちょっと例がありますので、1番は、若い世代の結婚・出産・子育ての支援、これは例えばどうしたら婚姻件数や出生率が上がるのかということです。2番については、雇用の創出、例えば雇用を創出するためにはどういったアイデアがあるのか。企業立地もそうなんですけども。3番が、新たな人の流れの創出、これは若い世代が白山地域に集まり住んでもらうにはどういった取り組みが必要なのかというのをあれば御意見をいただきたい。最後に4番目は地域づくり、これからの時代にあった地域づくりはどうあるべきか。この4つが目標別戦略の基本目標でございまして、白山の審議会としてこの4つの内どれを見ていくのかというのをお考えいただきましてまた御意見をいただきたいというのが趣旨でございます。いろいろはしょって御説明させていただきましたものでなかなか本日すぐには御理解いただけないかわかりませんが、添付させていただきました資料がございまして一度お目を通していただきまして、津市の戦略について御意見をいただければ幸いですのでどうぞよろしくお願い致します。

今井会長

ありがとうございます。今説明ありましたように、今後の審議会において「地方創生に向けた津市の人口ビジョン及び総合戦略の策定」に向け、意見を聴かせていただきたいと思います。目標別戦略の4つの項目のどれを採用するか、白山としては、どのような意見が一番白山として有効な内容かということで意見がございましたらどうぞ。

総合支所長

ただ皆さんがばらばらの意見ですと、なかなか地域審議会としてまとめられませんのでできましたら今日はこの4つの内、白山地域としてどれかというのを考えていただいたらそれぞれがお家で考えていただいて、次回にお聴きします。

豊田委員

豊田でございます。今説明してもらいましたけれども、戦略とおっしゃられましたが、ここにいる14人も多分それぞれの立場でものを考えていると思うので、その中の一つを持ち帰って考えよと言われてもこの4つを1つに絞るとするのはどういう観点でどこに重点をおきたいんやという白山町の何かが見えないとなかなか言えないと思うんです。個人的な意見ですけども、ほんとに子育てしている子どもたちの世代にとっては医療費を無料にさせていただいたり、そういうふうなことはとてもありがたいと思っているんですが、白山町大好きでほんとにこのまちで暮らしたいと思っている子もここへ戻って

きて生活をしようと思うと、ほんとに今吉川さんが言われたように文化的にはなかなか物理的にもハード的にも難しいところがあって、やはりどこかへ子どもたちを連れて行く、白山町以外の所へ行ってというふうな形になっていくのが現状ではないかと思えます。やはり白山町としてこういうふうにしていきたいんやというビジョン的なものを私たちも聴いて考えていくということで4つともほんとに大事なビジョンじゃないかなと思うんです。子育てしている母親を見ているとやはり忙しいからラインで話をしたり、スマホで話をしたり人と人が繋がる、子どもを連れて繋がるような場所が本当に限られている。人が顔をみながらあいさつをしたり、意見を交わしたりする地域のコミュニティというのを大事にするような白山町であってほしいなあと、そういう子どもたちがぜひもう一回白山町で住みたいんやというようなまちづくりを私たちは今現状の課題に必死になっているんだけど10年後、20年後見据えた時にこのビジョンをまずはこれというふうにしていくのが大事なのか、これを統合した何かがあるんじゃないかという骨子を今教えてもらって持ち帰りたいなと思うんですがどうでしょうか。

総合支所長

確かにいろんな4つの課題というか、基本目標がございましてなかなか絞りにくいというか、どれもこれも考えていかなくてはいけない、これも問題やなあというのはあると思います。ただ、白山の地域の代表というか、地域審議会としてひとつの目標というか、それぞれ持ってらっしゃるのは当然そうやと思います。いろんな形で子育てにしろ、地域づくりというのもあると思うんですが、それをまとめていただいて意見の多数決というのもできるかわかりませんが、すべてがすべてなかなかいろんな意見というのは出していくと個人の要望になってきますもので、白山地域の審議会としての御意見をどれにするかというのを決めてひとつにまとめていただければと思います。ただ、白山はこういうふうなものを出してきておるけども、よそでは同じ基本目標でも違う考え方があるということもありますし、また他の総合支所では雇用の創出の方が上がってくるかわかりません。そういった意見を吸い上げた中で津市としてどういうふうな目標に向かっていくのか。うちでは出なかった目標がよそから上がってきて、よそはこういうふうにご考慮おるといふふうになると思いますので、当然委員が言われますように個々的にはいろんな考え方がございまして、4つとも重要な問題であると思われるのですが、最終的に白山の地域審議会としてどれをもっていくのかというのをまずは考えていただきたいと思えます。非常によくわかります。我々も4つとも大事であるとわかるんですけども、たくさん出すよりもひとつ出して、よそもそういうふうな形で出てきますので。バッティングするのもあるかわかりません。ただ、白山はこういうふうな考え美里はこういう考えという形でひとつお願いしたいと思えます。

吉川委員

この4つの中でどれというのは私もわからないんですけども、以前テレビを見たときに結婚しても出産する年齢というものが案外認識されていなくて、28歳でも30歳でも結婚したら子どもは産めるという感覚でいる人が多いらしいです。だから、今不妊のことが問題になっていると思うんですけど、やっぱり学校教育の中で子どもというのは25～6歳ぐらいからできたら30歳ぐらいまでの元気なうちに産んだ方が子どもは生まれやすいという学校教育というか、そういうことの教育を基本的にして、今の人は結婚が遅いので30歳過ぎてからも子どもは生まれるわと思って、産めない人が結局不

妊治療を受ける人が多いので。やっぱり教育の中で結婚は何歳ぐらいまでが一番子どもの生まれる可能性が高いとかそういうことも教育としてやっていくことが、早いうちに結婚したら子どもを産んだらいいのだなあということを若い人に浸透させていくということも大事じゃないかと思うんですけども。

海野委員

地域審議委員は今年度3月31日まででしたね。今言われた4つの項目なんですけど、白山はこれだこれだというのやなしに津市全体で考えるのが基本だと思いますので、ただ白山が例えば4に決めたんや、1に決めたんやというのはどうにもおかしいような気がするんです。これは津市全体で地域審議委員で決めるんやなしに津市全体で基本方針を決めていただいて、この4つを網羅した新しい総合戦略を作っていただければよいと思うんですけど。ちょっと地域審議委員には重すぎるというのか、今後これについてはずっと検討させていただければいいんですけど、ただこれだけやというだけであとほりっ放しではちょっと余りにも軽すぎるし、あるいは内容的には重すぎると思うのでこれは審議会に付託せずに市の方で十分に検討していただきたい。例えば白山が1に決めてしまえばほかはいらんのかという感じになりますので、4つとも重要な事項でございますので白山だけで何番と決めるのは非常に至難の業だと思うし、審議会委員さんの責任もありますのでちょっとそこ考えていただくとありがたいなあと思います。

総合支所長

ちょっと説明不足かもわかりませんでしたけれど、白山がこれに決めたのであとはええのかということや、通常の要望とかではないのです。4つの目標の中でこういうふうな子育てとか、若い人が減るといったことなど、例えば私が白山を例にとったのですが、白山だけじゃなくして、若い世代がどんどん出て行って核家族化になっておるといったことも踏まえたうえでちょっと言わせてもらったのですが。海野副会長さんが言われますように、白山はほかのことはいいのかという御心配はしていただかなくてもいいと思うのですが、ただたくさんの中で白山はこれに絞って重点的にどういうふうにするか考えただけの意見をいただきたいということです。それと、審議委員さん15名おっていただく中で白山町の代表として参加していただいておりますので、そのへんは大きな視点に立って白山地域の現状を見据えた中での御意見をいただければと思っております。

植村委員

総合支所長が言われた考え方についての確認ですが、新津市合併しまして非常に広い範囲で全国的にも大きな合併と言われたわけなんですけども、まあそれだけに地域によって思いも違う、要望も違うというのがあると。この4つの基本的な戦略が出されましてけれども、考え方としてこの4つの内、例えば白山としてはこれを最優先と言いますか、最重点にもっていきたいという考え方でいいわけですね。

総合支所長

そうです。それと、意見交換会の中で道路整備とか施設の整備など特定の地域や団体に関わる要望や意見なども出てくるかもわかりませんが、今回は、東京一極集中を是正するとともに人口減少に歯止めをかけるなどといった少し大きな視点で意見をいただきたいと思っております。ですから、植村委員さんが言われましたように、津市なんですけども白山としてはここにという形で、大きな視点で御意見をいただきたいと思っております。

植村委員

大きな問題でなかなか我々も理解はできないですけども。

今井会長
平谷委員
総合支所長
平谷委員
総合支所長
平谷委員
総合支所長
平谷委員
総合支所長
総合支所長
豊田委員
総合支所長
今井会長
豊田委員
今井会長
総合支所長

ほかに意見ございますか。

平谷ですけども。やっぱりポイントのところに結果重視と書いてありますよ。だから、各地区で結果重視でやりましょうという施策なんです多分。白山町やったら何人と決めたらそれを守りましょうというそんな感じなんですかね。

何人と決めたらというか、現状はこうやもので将来的にこういうふうな施策が必要とかという形で戦略的に。

何人とか書いてあります、目標で。

出生の数ですか。これは、一応目標というか、全国的な出生数が出ておりますが、現在は2.07人とか、そういう形です。

白山町が1.43でしたら1.45にしましょうかというそういう目標になってくるのですか。

最終的にはそこに出ているよりも低くならないような形ですよ。ただ、目標値というのはなかなか入れられないと思います。白山だけでは。津市全体として考えていきますので、寄せた中で。

そうなってくると、今副会長がおっしゃったように全体で考えていくべき問題じゃないでしょうかということです。

ただそれは、各地域の細かい数字までは入れられませんけども、地域としてはこんな考えがありますということで。

こういうものを策定するには、行政本位で決めるわけにもいきませんので色々御意見をいただいた中で策定していくということで、当然住民の方々によるパブリックコメントもいただいてまとめていくとは思いますが。

ごめんなさい、終わりに近づいているのに。最終年度ということなので、私たちも1番と決めさせてもらい、白山は1番やった、一志は2番やった、美杉は4番というふうになった時の流れを教えてください。そのあとどんなふうになっていくのですか。

これ1から4までである中でどれをとというのは確かに難しい話と思います。白山については、1もあり、2もあり3もあるというのはそれはそれでいいのですが、そういう御意見も集まってひとつのものになってきますので。絞れたら一番いいのですが、先ほどのお話を聞いておりますと、なかなかひとつに絞りにくいということもございます。この意見をいただいて本庁政策課へ上げていくのですが、結果として報告はさせていただかなくてはいけないと思っております。ただ、今年度3月までこの任期がございまして、秋ぐらいまでにまとめられ、最後の審議会にはこういうふうな結果ということで御報告はさせていただきたいと思っております。

豊田委員、今の説明で分かりましたですか。

はい。

事務局の方で次回はいつぐらいと考えていますか。今の話では、10月ぐらいまでという話ですが、それまで持ち帰って、次回で意見をまとめるような形にしないとまとまらないと思います。初めて聞いた話でいきなり4つを1つに絞れというのは。

数字的には4項目なのですが、いずれをとっても大事やないかということもありますので、この4つの戦略目標を個々にどれやというのを考えていただいて、上げてきた

中でそれがひとつになるのか、2つになるのか、4つとも当然やないかと言われたらそれはそうなるかもわかりませんが、白山としてはやっぱり4つとも大事なんやと、こう考えておるんやというのは上げていきます。農繁期で忙しいと思いますが、9月上旬ぐらいに第2回目を開催させていただきたいと思っております。時間的にあまり余裕がありませんが。

今井会長 今の話で次回は9月上旬ということですが、それまでに持ち帰って検討していただけますか。それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

今井会長 それでは、この件は持ち帰り検討するというので、次に移ります。
最終の事項5「その他」に入りますが、事務局何かありますか。

5. その他

副総合支所長 別にございませぬ。

森田委員 はい。

今井会長 どうぞ。

森田委員 その他の項で。ちょっと時間も迫ってまいりましたが、2点ほどお願いします。1点目は熊の問題です。熊がこの間出て、新聞に報道されておりました。19日に市民の方が見て、20日に県が麻醉銃で眠らせて強度の強い檻に入れたということで、熊は体長1.22メートル、体重58キログラムの雄であると、それが23日の4時ごろに放されたということがその日の6時ごろにテレビの速報ニュースに出ておりました。それについて、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」とかあるいは各県によって条例が違ふと、三重県条例等々もありましてこれ新聞に報道されておりましたんですが、津市を通じて県の農林水産事務所とのいろんな話のやり取り等いろんなことがあったんではないかと思うんですが、その中の市あるいは県との行政のやり取りの生々しい話を聞かせていただきたいと。法律とかもわかりませんので聞かせていただいて、それに対してお願いがあればお願いをいたしたいと思っております。それが1点目です。2点目は、提議をさせていただきたいと思うんですが、某総会がございまして、その場で私電子基準点の話しをちょっとさせていただいたんです。そうしたら、そのあといろんな人が「ええ話やったなあ」、「こんな話は初めて聞いたわ」とか言われまして、またある人は、「ちょうど子どもの教育にも良いし、広報津にこのことを載せもらうよう提言しようかなあ」と、それはよいことだということでして、それは何かと申しますと、電子基準点なんです。電子基準点は、全国で今国土院が設置したものが1,300点ほどあります。その内の1つが白山町の八ッ山の出張所前、ゲートボールをしている角に立っておるんです。それは、昨年私がこういう専門の地理空間情報のセミナーがございまして、そこで話を聞いておりましたら、東大名誉教授の村井先生が公益社団法人「日本測量協会」をこの間お辞めになられましたが、前日本測量協会の会長でございます。その人が津市内で講演があった時にパソコンをクリックするのに「ああここは津だなあ」というようなことでクリックしたら、その映像を見てましたら津市白山町と出たんです。その場所を見ていたら、八ッ山の出張所前のところにある高さ5メートルぐらいのもので、天辺が半円球になっておりましてそれが電子基準点です。電子基準点というのは、

地殻変動の監視とかあるいは測量の基準等に利用するため全国に1,300点ほどあると、これはGNSS衛星測位と申しまして、現在グローバル衛星とかガリレオ衛星あるいはGPS衛星等がありまして、その衛星から電波をキャッチして計算処理をして経度と緯度と高さを出すわけですね。電子基準点は全国で1,300ですから三重県でも30あるかなしかなと思うのですが、そのひとつが津市の白山町にあるということでその電子基準点というものの役割とか位置とかをぜひとも広報津に載せていただいでPRをしていただいたらどうかと思っております。主に、電子基準点が自分らの生活の中でどういうふうに役立つのかと申しますと、測量するために我々の生活にかかわっておるといことで都市計画、道路建設あるいは空港整備、農地整備等の公共事業を行う時には今言いました基準点を使用して正確な位置、経度、緯度、標高を求める測量のひとつでこういうものに使われている。また、地図も我々の生活と密接に関係しておるので、地図は行政における各種の計画、防災、減災に対して、あるいは教育、レジャーなど多方面で広く利活用されこういうものにも使われています。また、電子国土基本図というのは、我が国の国土を表す基準地のデータということで、国土の基本的な地理情報を表記した地図情報、居住地名あるいは自然地名などの地名の情報とかデジタル空中写真であるオルソ画像で構成されているということで、この情報によりデジタル形式で整備することによって国土の管理、防災、減災対策等への高度な活用が可能であるというようなことです。そういう重要な電子基準点がこの津市の広い中で白山町にあるということで、ぜひとも電子基準点というものを広報津に載せていただいで一般の市民の方に知っていただきたいと思えます。それと、先ほども言いましたが、村井先生というのは地震予測というのをやってみえまして、これを使って動きをリアルタイムでキャッチをしてみえます。4センチメートル以上動くと大きな地震の前触れになるということで百発百中とはいきませんがほとんど98、99ぐらい、この間5月25日の埼玉震源土浦震度5あるいは奄美大島の震度5の地震もありました。これもピンポイントで的中され、そういう予測にも電子基準点というのは活躍をしているということでございますのでこれをぜひとも広報津等に載せていただいでPRをしていただいたらいいかなあということでもよろしくをお願いします。以上です。

今井会長

熊の報告をお願いします。

危機管理担当

副参事

危機管理担当の鈴木でございます。私の方からは熊の件が出ましたので報告をさせていただきます。6月19日金曜日の5時前あたりに、猪や鹿を捕獲する檻にツキノワグマが誤捕獲されまして、その日は一晩中そのまま番をしまして、翌日20日の土曜日に三重県獣害対策課、みどり共生推進課、林業研究所、津農林水産事務所、林業振興室、それから津市の農林水産部、白山総合支所のメンバーが集まりまして、誤捕獲がされたのが白山町川口の市場地内でございます。ツキノワグマで体長1.2メートル、体重が58キログラムでして、6月20日の土曜日に仮置き場に移動する必要性がありましたので、川口の自治会長さんと川口財産管理委員会会長さんに仮置きをさせてほしい旨の相談を行いました。了承を得て川口地内のところに仮置きをしたわけでございます。22日の月曜日に白山総合支所2階の会議室におきまして放獣を含む今後の協議を行いました。

岩田会長はじめ、自治会長さんほか4名でございます。それから、川口財産管理会の会長さんをはじめ役員ほか3名、地元市場区の区長、合計9名の地元協議を行いました。行政側は、三重県獣害対策課、みどり共生推進課、林業研究所、津農林水産事務所、津市からは農林水産部、白山総合支所とで協議をしております。最初に誤捕獲された経緯、鳥獣保護の観点から放獣させてほしい旨の説明を行っております。放獣先を探したが、一時仮置きしているところが最適というふうに説明してもらいました。それから、放獣する場合発信機をつけて放すことになるので、受信機で居場所を比較的把握できるということで人里にいる場合にいち早く注意喚起ができます。地元自治会からは、里近くまで侵入してきたもので殺処分をしてほしいという意見も出ました。現実として熊がいることが判明したので熊の注意喚起の看板設置を望む声も多数ありました。林業研究所とかみどり共生推進課からは、誤捕獲された熊は生態として単独行動をしていくというふうな意見でございました。一例でございますが、岐阜県では熊の生息等数は安定しているため誤捕獲された場合殺処分をしていると、しかし、三重県、滋賀県におきましては鳥獣保護法により保護動物に指定しているため誤捕獲された場合は放獣になると。ちなみに、滋賀県の例では、放獣された熊が人家近くに現れる可能性は低い結果であるということで説明をさせていただきました。そこで、地元協議をし、了解を得て23日の火曜日にホームページにもありますが、午後4時半ごろ放獣ということになっております。その後、発信機を付けられた熊は、我々が受信機を持って7月の10日あたりまで探索を行っております。その探索により1回は反応しましたが、その後は全然反応がない状態でございます。7月10日まで続けておまして、まだ探知機は持っておりますけども一応終了というふうになっております。以上です。

今井会長

2点目は意見だけで良いですか。

森田委員

2点目は、広報へぜひとも載せていただいてPRをしていただきたいです。

今井会長

その点は個別で一度資料の提出とか色々のことがあると思いますので打ち合わせをしてください。

森田委員

それでは1点目に対して。今、熊の件でお話をさせていただきましたが、ちょうどこの事があってから、そこらへんのスーパーとかでいろんな人が話をしているのを聴いておりますと、「折角人に害を与えるものを捕まえたのに放してしまうとはなっとやなあ」というような声が多かったです。と同時に、これは捕まっておりますが、私が住んでいる上ノ村で2の方が捕まった10日ぐらいに見ておるんですね。これは写真も撮っておりますが。大村川の中を歩いておるのをそのそと、やっぱり猪とは違くと、飛ぶような感じで。獣害柵が張ってあるんですが、165号線のちょうど稲垣側と言うか、南側の所では田んぼの横の畑から逃げて行くのを見ておるんですね。猪ですとスッと行くのですがその網の所で向き直って前足をぐっと、別々の人が2人見ておるんです。移動距離というのは60キロメートルから80キロメートル移動するとか。そういうふうな面で法律はあろうかと思うんですが、例えば県条例の中でもう一度変えていただくとか、私が思うには全国に動物園もたくさんありますのでそこへ引き取っていただくとか、あるいは今の時点では殺してはいけないのであれば県が折角堅固な檻の中へ入れて、あまり子どもらも見たことないですから子どもらに見せるとかして、捕獲して取りあえず

殺さないで置いておいて、えさやらなかったら自然に亡くなってしまえばこれは仕方ないですわな。こういうふうには法律でこうなっておるでもうこうしてしまうしかないんやということやなしに、もうひとつ踏み込んだ、条例の改正というのはこれ人間が考えたことですのでいくらかでも変えることができるわけですから、一歩踏み込んだことを強く要望していただきたいと思います。以上です。

総合支所長

熊の件につきましては大変御心配をおかけいたしました。先ほども危機管理担当副参事の方から時系列に御説明させていただいたわけですが、まず有害鳥獣で津市が申請を受けて許可をするというのがございます。たまたま入ったのが熊ということで、これは指定保護の関係から三重県が判断するわけですが、当然森田委員が言われますように白山総合支所と致しましては地域の安全を考えた中で殺処分を望み、なんとかそのへんでとお願いをしましたがまだ三重県について条例が改正してないこと、この間のいなべ市の問題等がありましたもので非常に三重県も敏感になっておりました。ただ、なかなか地域の住民の方には安心をしていただかなくてはならないということで放獣後は発信機を付けておりましたので私ところも職員が土曜、日曜もかけて1日2回を県と一緒に回っておりました。白山だけじゃなくて隣の美杉総合支所、一志総合支所とも連携し、情報共有して地域の安全を考えたわけですが、当然言われましたように動物園への引き取りとかもお願いをしたのですが、なかなかうまくいきませんでした。動物園もちょうど動物が亡くなってほしいという時にそういう話があったら引き取るかもわかりませんが動物園もいないということもありますし、また引き取るには約1千万円近い檻の用意がいるということでしたのでなかなかすぐにはできませんでした。そういう観点から放獣という形を県も判断したとは思いますが、これであってはならないんですけども白山にも熊がおったというのは事実でございます。これ以外にも1頭おったらまたほかにもいるというのもわかりませんが、川口以外の倭とかハッ山とかの山ぐらいいらないとも限りません。一応500メートルから1,000メートルの標高の所に熊は住んでいますが、白山で一番高い所ではこの近くの高峰でございまして、あと青山高原があるんですけどもそういうところの山まで熊が下りて移動してきているというのは事実でございます。おるものというものはなかなか隅から隅まで排除することはできませんので行政もですが地域の方々も心に留めて、すべてが安全じゃない、こういうふうな自然の崩壊が始まっているという新たな問題提起がなされたのではないかと考えております。当然そういう話があつて電話があつた場合は総合支所も現地へ駆けつけて対処しなくてははいけません、自分の命は自分で守っていただくというのが基本でございますのでひとつ御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

森田委員

どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

今井会長

それでは、これにて本日の審議会を終わらせていただきます。長時間にわたり、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。